



内山信二さんが区内を巡る情報バラエティ!
区公式YouTubeチャンネル(右記QR)
でご覧になれます。



(5)

かつしか

ECOエコフェスタ2018

日時 7月1日(日)午前10時～午後4時
会場 かつしかエコライフプラザ
(立石1-9-1) ▶葛飾区ごみ減量・3R推進
キャラクター(Ree)ちゃん



子どもから大人まで、楽しくごみ減量について学べるイベントです 【担当課】 リサイクル清掃課 ☎5654-8273

リユース家具展示・販売コーナー

粗大ごみとして出された家具などの中から、修理したリユース家具100点を無料で提供します(1人1点・先着順)。
【時間】 午前10時～正午
【対象】 区内在住・在勤・在学18歳以上の方
(運転免許証など、本人確認ができる物を持参してください)
※午後1時以降は1点500円または1,000円で販売します。
※正午～午後1時は準備のため閉店となります。

日用不用品販売コーナー「ゆず屋」

区民の方から提供していただいた日用品を全品50円で販売します。
【時間】 午前10時～正午
※午後1時以降は通常価格で販売します。
※正午～午後1時は準備のため閉店となります。

喫茶コーナー「タッセル」

ドリンク100円など、一部メニューを特別価格で販売する他、ECOエコフェスタ限定のセットメニューを500円で販売します(25食限定)。

体験コーナー **すべて無料**

●さき織り

使わなくなったハンカチなどを裂いて横糸に使用し、手織り・足織りのさき織りを体験します。



●エコ手芸体験 シュシュ作り

使わなくなった布で、自分だけのおしゃれなヘアゴムを作ります。



【定員】 50人程度(材料がなくなり次第終了)
【持ち物】 不用品(90cm×10cm程度。お持ちの方のみ)

●端材で作るモザイクタイル

端材のタイルでコースターを作ります。



【定員】 各回10人(先着順。全5回)

いずれも

直接会場へ。受け付けは午後3時30分まで。

かつしか3Rサポーターの企画

●服とあわせのシェア～キッズ&マタニティ服～

まだ着られる子ども服やマタニティ服を持ち寄り、1点につき1枚のメッセージを付けて交換します。寄付も受け付けます。

【交換できる物】

マタニティ服、子ども服(160cmまで)、子ども靴(22cmまで)で汚れが目立たない物

持ち込みは1人1点以上、1人5点まで持ち帰り可(出産を控えている方は交換品がなくても参加可)。



●エコマグネット作り

不用品な布とペットボトルのキャップで、帽子型のマグネットを作ります。

【持ち物】 ペットボトルのキャップ(色が薄く、文字の少ない物)

【定員】 各回8人(先着順。全10回)

いずれも

【時間】 午前10時～午後3時30分



フードドライブ

フードドライブとは家庭で余っている食品を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付するボランティア活動です。家庭で消費しない食品がありましたらお持ちください。

【対象食品】

缶詰、インスタント・レトルト食品、調味料、嗜好品、乾物、乳幼児用食品、飲料、健康食品などで、次の全てに該当する物

- 未開封の物
- 常温で保存が可能な物
- 7月1日時点で賞味期限(要明記)が1カ月以上ある物
- 包装や外装が破損していない物
- 瓶詰め食品でない物

都立農産高校定時制の生徒が育てたお花を先着50人にプレゼント

【時間】 午後1時から(1人1点)

【対象品目】 携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、ACアダプターなどのコード類

【注意事項】 ▶個人情報必ず消去してください。

▶1辺が30cmを超える製品は粗大ごみとなるため、粗大ごみ受付センター(☎5296-4400/午前8時～午後7時)へお問い合わせください。

都市鉱山から



みんなのメダルプロジェクト

家庭で不用になった小型家電をお持ちください。回収した小型家電から抽出したリサイクル金属は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルに生まれ変わります。

消費生活情報

くらしめまど

通信販売では返品などのトラブルに注意しましょう

インターネットや電話などで申し込むことができる通信販売は便利である一方、注文する前に実物を見ることができないためトラブルも多く発生します。今回は、実際に起こった通信販売の返品に関するトラブルの事例とアドバイスを紹介します。

【担当課】 消費生活センター

(立石5-27-1 ウィメンズパル内)

☎(56998)2311

●事例

通信販売業者の広告(カタログ)を見てブランドのバッグを注文した。その後、商品が届き中身を確認したところ色合いがイメージと違っていた。そのため、使用しないまま返品を申し出たが、イメージの違いでは返品はできないと言われ応じてもらえなかった。

●アドバイス

■返品表示について

今回の事例のように商品などの広告を自主的に見て判断し注文する通信販売には、クーリング・オフ制度(無条件契約解除)はありません。ただし、業者独自で定めた規定により返品できる場合があります。

通信販売では返品表示がトラブル解決の重要なポイントになることが多いので、注文する前に必ず確認するようにしましょう。

通信販売における返品の場合、前払いで払った商品が「届かない」、「業者と連絡がとれない」などのトラブルも多々あります。事業者情報(電話番号や所在地など)が広告に掲載されていることを事前に確認し、振込先の口座名義が個人名の場合や、支払方法が前払いに限定されている場合は注意が必要です。後払いなど複数の支払方法があることを確認しましょう。

通信販売のトラブルで困りの際は消費生活センター(☎(56998)2311)にご相談ください。